

第4回合併協議会会議録

日 時 平成16年4月7日(水)午後2時00分～

場 所 日吉村住民センター 3階ホール

広見町・日吉村合併協議会

第4回広見町・日吉村合併協議会 会議録

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|-------------|--|--|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---|
| 1 招 集 日 時 | 平成16年4月7日(水) 午後2時00分 | | | | | | | | | | | | |
| 2 招 集 場 所 | 日吉村住民センター 3階ホール | | | | | | | | | | | | |
| 3 協 議 会 の 開 閉 時 刻 | 開会時刻 午後2時00分 閉会時刻 午後4時55分 | | | | | | | | | | | | |
| 4 出席委員の氏名 | 広 見 町 | 町 長 収入役 議 長 議 員 議 員 学 識 学 識 学 識 学 識 学 識 | 松 河 坂 松 松 二 山 谷 酒 岩 | 浦 野 本 本 田 宮 下 口 井 本 | 甚 通 末 八 重 建 一 隆 哲 益 | 一 夫 光 功 子 一 子 義 夫 夫 益 太 郎 | 日 吉 村 | 村 助 議 議 議 議 学 学 学 学 学 学 学 学 学 学 | 長 役 長 員 員 識 識 識 識 識 識 識 識 識 識 識 | 山 大 山 山 芝 馬 渡 宮 宮 宮 入 | 本 森 本 崎 木 辺 本 本 本 田 | 雅 時 重 重 正 文 幸 芳 伸 伸 | 之 政 夫 保 進 進 雄 惠 孝 孝 春 春 介 介 |
| 5 欠席委員の氏名 | 宇和島地方局長 丹生谷 光 嘉 | | | | | | | | | | | | |
| 6 職務のため出席 した者の氏名 | 宇和島地方局 小 谷 龍 也 広 見 町 甲 岡 秀 文 日 吉 村 音 地 博 | | | | | | | | | | | | |
| 7 出席した事務局 職員の職氏名 | 事務局長 高田 正博 次長 家森 康之 総務班長 松本 幸男 計画調整班長 宮本 茂幸 | | | 班員 渡邊 妙子 班員 鷺見 寿徳 班員 布 正幸 | | | | | | | | | |
| 8 広見町・日吉村 合併協議会規約 第11条により 出席を求めた者 の職氏名 | | | | | | | | | | | | | |
| 9 傍 聴 人 の 数 | 7人 | | | | | | | | | | | | |
| 10 協 議 事 項 | 次のとおり | | | | | | | | | | | | |
| 11 そ の 他 | | | | | | | | | | | | | |

第4回 会議次第

日程第1 開 会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 開議

日程第4 会議録署名委員の指名

日程第5 報告

- (1) 報告第13号 新町名候補選定小委員会報告について

日程第6 協議

継続協議

- (1) 協議第6号 町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて
- (2) 協議第23号 各種事務事業（管財業務）の取扱いについて

新規協議

- (1) 協議第49号 各種事務事業（財政業務）の取扱いについて
- (2) 協議第50号 各種事務事業（総務人事業務）の取扱いについて
- (3) 協議第51号 各種事務事業（防災交通業務）の取扱いについて
- (4) 協議第52号 各種事務事業（出納業務）の取扱いについて
- (5) 協議第53号 各種事務事業（地籍調査業務）の取扱いについて
- (6) 協議第54号 各種事務事業（農政業務）の取扱いについて
- (7) 協議第55号 各種事務事業（用地業務）の取扱いについて
- (8) 協議第56号 各種事務事業（人権業務）の取扱いについて

日程第7 その他

- (1) 広見町・日吉村電算業務統合状況について
- (2) 第5回広見町・日吉村合併協議会の日程について

日程第8 閉会あいさつ

日程第9 閉 会

家森次長 失礼します。定刻になりましたので、ただいまから第4回会議を開催いたします。

まず最初に宇和島地方局長と、赤松、高山両県議が欠席になっていることを、ご報告させていただきます。

開会にあたりまして、山本会長がごあいさつを申し上げます。

山本会長 皆さんこんにちは。今日は広見町・日吉村合併協議会の第4回の会を開かせていただきましたところ、地方局長さんは急な所用のためにご欠席でございますが、その他全員のご参集をいただきましてありがとうございます。

見渡しますと、桜花爛漫といえますかもう散り始めておりますけれども、誠に好季節を迎えております。窓越しにウグイスの声なども聞こえてくるような状況でありまして、いよいよ新年度がスタートを切っておるところであります。

さて、先日の、皆さん方も恐らく感動されたと思いますが選抜高校野球において、郷土の選手があのような活躍をしてくれました。テレビ放映を見る中で大きな感動を覚えさせていただきました。特に私は自分なりに考えたと言いましょか受け止めさせていただいたのは、あの大舞台しかも、いわゆる言葉には表現できないほどのすごいプレッシャーの中で、冷静な判断とそしてあの行動が取れたということは、これはもう並大抵の日常の訓練ではないというふうに理解をいたしました。私ども歳は重ねておりますけれども、あの17・8歳のまだ本当に少年でありますけれども、あの大舞台であの行動が取れるということは、本当に大きな教訓を与えていただいたというふうに思っております。今申し上げますけれどもそういう考え、皆さん方もお持ちになったというふうに思っているところでございます。

さて、本日はお手元でございますように報告が1件とそして継続協議が2件でございます。さらに新規として9件を本日提案させていただきます。以上でございますけれども、どうか毎回皆さん方には絶大なご支援ご協力賜っておりますが、本日におきましてもどうぞ活発な議論の展開の中で、適切にご判断をいただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつに代えます。よろしくようお願い申し上げます。

家森次長 それでは、これから会議に入りたいと思いますが、会議規則によりこれからの議事進行は山本会長さんの方でよろしく申し上げます。

山本会長 それではこれから会議を開きますが、それまでに本日の会議の会議録署名人を指名させていただきたいと思っております。私の方で指名をさせていただきますので、よろしくお願ひしいと思ひます。本日の会議録署名人として、広見町の山下一子委員さんと、日吉村の山崎保委員さんにお願ひしいと存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは日程第5報告に移らせていただきます。事務局から報告させます

のでよろしくをお願いします。

松本班長 失礼いたします。資料のほうは1ページになりますけれども、新町名候補選定小委員会報告ということで、今回につきましては事務局の方から報告をさせていただいたと思います。

現在、新町名の候補の選定作業の事務の現況についての報告でありますけれども、新町名候補の選定作業につきましては、前回の協議会の折に、小委員会委員長の報告のとおり確認をいただきまして、早速募集要領等に基づきまして、4月1日から新町名の候補の募集を始めております。現在公募を始めて1週間ほど経ちましたけれども、100通余りの募集を受け付けております。今後4月25日まで応募を受け付けいたしまして、その後4月28日に開催を予定しております小委員会において、新町名候補5点を選定を行いまして、その後5月の協議会に、その5候補をご報告、提案する予定にしております。以上、新町名の候補選定作業の事務の現況についての報告とさせていただきます。以上です。

山本会長 報告事項でございますので、お聞き及びのとおりでご承認をいただきたいと思っております。続きまして、継続協議に入らせていただきます。

2案ございますが、まず最初に協議第6号町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて、この件につきましては、数回前にご提案申し上げ3月のそれぞれの町村の定例議会がございますので、その時間の中で十二分にご検討いただいて、今日の会に持ち寄っていただく、こういう約束になっておったと思っております。一応原案をこしらえておりますが、事務局から一応朗読させまして後、ご意見を伺いたいと思っております。

松本班長 会議資料の2ページをお開き願います。協議第6号（継続協議）町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて調整方針案を読み上げて、提案とさせていただきます。

町村議会議員の任期及び定数の取扱いについては、1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。2 新町議会議員の定数は、16人とする。3 選挙区については、1選挙区とする。4 新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。以上です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

山本会長 以上のとおりでございますが、4項目に原案を掲げておりますが、1項目ずつご意見を頂戴したいと思っております。まず最初に特例を適用いたしまして、現在の広見町、日吉村のそれぞれの議員さんの任期を、平成17年4月末まで引き続き新町の議員としてとうたっておりますが、この件についてのご意見を賜りたいと思っております。

委員 異議なし。

山本会長 異議なしの声が出ておりますが、特別なご意見はございますまいか。
はい、どうぞ山本委員。

山本委員 この件につきましては、3月の定例議会の期間中に審議をしてくれという
ようなことで、前回の会の際にございましたんで、うちの議会も3月の定例
議会の時に一応審議したんですけれども、報告させていただいてよろしいで
しょうか。

在任期間につきましては、私どもの議会は4月30日と6月30日と1月
1日と3意見が出ております。4月30日につきましては5名、6月30日
3名、それから同時選挙が2名ということで、1月1日ですか、そういうこ
とで分かれております。

山本会長 細部についてはまだは広見町にも私おありと思っておりますが、一応集約して来て
いただきたいということにしておりますので、半数といたしますか、5名の方
がこの原案でご賛成ということでございます。特別に理由立てといたしますか
ございましたら伺いたいわけでありまして、結局意見が分かるとすれば、
これはやはり、今日は宿題にしてきておりますので、挙手か何かの方法で集
約をせざるを得ないと思っておりますが、大多数がこの原案でよかるうかな
というふうな感触でございますが、それに対してご意見があれば伺って。

坂本委員 会長。

山本会長 はいどうぞ。

坂本委員 広見町の議会といたしましては、最終的に3月19日全員協議会を開きま
した。先の3月の協議会に原案として提案をしておりますとおり、今回の提
案どおり、満場一致で承認をするということになりました。そして、3月
19日の全員協議会の議事録を合併協議会の事務局に提出をいたしております。
すべて原案のとおりです。

山本会長 はい、ありがとうございます。そういう状況でございますので、挙手まで
求める必要は私はないと認識いたしましたんですが、特に日吉村の方の委員
さんの中でご意見があれば伺いますが。他にございませんか。

ないといえますかこの原案にご賛同の向きが多いような感じがするわけで
ございますけれども、いわゆる採決でせよというご意見であれば、それもや
ぶさかではございませんが、よかるうという雰囲気ではございましたが、いか
がでございます。今うちの山本委員からありましたけれども、他に賛同の意
見がなければ原案で一応ご承認いただきたいと思っておりますが、いかがでござい

ましようか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、ご異議無いようでございますのでこの件につきましては、第1項目それぞれの広見町、日吉村の議会の議員さんの任期の延長については、新町が平成17年1月1日にスタートしたと仮定して、4月末まで在任するということになるわけでございます。それでは原案のとおり一応これは確認されました。

次に2項であります、新町の議会議員の定数について、原案は16人といたしております。この件についてご意見を伺いたいと思います。これもご意見が無いようではありますが、特に反対だという方ありますか、意見のある方ありましたら伺いたいわけではありますが、どうでしょう、近隣のといえますか、現在の県内の13,000人規模の団体の議員数も概ねこのような数字でございますし、そういうもの勘案して原案を作っていると私は認識をしておりますので、原案でご承認いただきますでしょうか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、ご異議ないようでございますから、議員定数については16人と確認されました。

次に3項、選挙区についてをご審議いただきたいと思いますが、原案はもう1町1区で選挙をしてはどうかとこういう提案でございます。一時期小選挙区制という話も出ておりましたが、その後の情勢を事務局の方でも判断いたしまして原案としてご提案申し上げますのは、1選挙区という形で提案させていただきました。

坂本委員 会長。

山本会長 はい、どうぞ坂本委員。

坂本委員 先ほど、1項から4項まで原案のとおり承認と申し上げましたけれども、2項の定数16人ということについては、広見町議会の中には非常に16人ということは日吉村が2.数人になるのではないかと。これが小選挙区でやるとそのようなことになるから、日吉村民のほうで寂しい思いがあるかもしれない、という意見が出ました。3項の選挙の方法いかんによってはということで、原案としては選挙の方法は全町1区でやるということが原案だといったら、それなら16人で十分だと。日吉村の村民の意思によって2名とか3名とか4名とかということが、確実に実現する可能性も大であるので、全町1区ということで16人なら異議はないということで、全会一致でこれを確認

承認をしております。以上です。

山本会長

ありがとうございます。

広見町のご検討の中での動きといいますか、お考えの方の細部についてのご紹介ございました。おっしゃるように、1町1区で行いますとそれは小選挙区の割り振りよりも、可能性としては増えるということも推測できるわけでありますから、そこらを踏まえて広見町の方に置かれましてはご判断をされたという説明でありました。これは恐らく広見町では小選挙区の議論は、私はそう多くは出てないと思いますが、特に日吉では2年ほど前から地域懇談会の中でそういう意見は、まあまあ出ておりましたので、そこらについてご意見あればお伺いしたいと思います。

坂本委員

会長。

山本会長

はい、どうぞ。

坂本委員

先ほどの報告でよろしいかと思いますが、なお一つ紹介をしておきます。広見町の議会議員はすべてが、日吉村に対する思いやりは非常に強いと、大きいということだけ紹介をしておきます。

山本会長

ありがとうございます。どうぞ、山本委員。

山本委員

全員協議会の結果だけを報告いたします。議会の関係の中では小選挙区のほうが大半でございました。以上です。

山本会長

ということは、過半数超えておったということですか。小選挙区を希望される方が、ああそうですか。議会といいますか議員さんのご意向はそうですが、確認を取り付けますのは、今日ご出席のそれぞれの10名の委員さんで責任を持って確認をするわけでありますから、議論が分かれば最終的には挙手なりで採決させていただかないといけないわけでありますが。どうでしょうか、日吉のほかの委員さん。小にするか大にするか分かれておるんですが。はい、どうぞ芝委員。

芝委員

先ほどの日吉の議長方からの説明なんですが、若干議会の取組の中身の本音の部分について、ちょっと私議が入ってるんじゃないかなというふうな感じもいたしております。日吉の議会として1町1区についての、どうだと、人数でこれを採決してどうするというふうなことはやってないと私は認識をしておりますし、当初から私は新しい町をつくる、こういう小さなところで、1期限りの選挙区をこしらえて選挙に臨むということは非常に将来にと

っても、余り良い影響はないということで、皆さんが新しい町をつくり、新しく議員に出るんだという心構えの中で、1町1選挙区で選挙をやるべしということで、今まで申し上げておりますので、ちょっと今の議長の説明については私としては異議があります。そういうことは日吉の議会においては区割りでは日吉はやるべしというふうな方向づけをしておるということは、私はないというふうに考えております。以上です。

山本会長 集約はされてないということですか。

坂本委員 議長、ちょっと議事の進行のために暫時しばらく休憩をしていただきたいと思えます。

山本会長 緊急動議が出ました。それではここで10分間の休憩をとります。再開を2時30分といたします。

(休憩)

山本会長 時間がまいりましたので、再開をいたします。先ほどの第3項目の選挙区についての法解釈といえますか、制度上の見解を事務局から説明をいたします。

松本班長 失礼をいたします。協議第6号の議会議員の任期及び定数の件についてですけれども、先ず1番目の議員の在任期間の特例につきましては、合併特例法で定数特例と在任特例の2つがありますが、それぞれ特例を適用するかどうかをまず合併協議会で決めていただいて、特例を適用するということになりましたら、どちらの特例を適用するのかということについても協議会で確認をしていただくこととなります。この在任特例などの特例につきましては、合併前のそれぞれの議会で配置分合の議案と一緒に提案いたしますので、その折に合併協議会の確認を受けてそれぞれの町村長から議会に提案をするということになっております。

2番目の新町議会議員の定数につきましても、合併後すぐに仮に在任特例期間中に、また選挙があるというふうなことも想定されなくもありませんので、自治法に基づく定数を決めておかなければならないということになっておりますので、これにつきましても合併協議会で確認をし、それを受けて町村長が合併前の議会に、予定といたしましては配置分合の議案提案の折と一緒に、定数の提案をいたすこととしております。

次に選挙区につきましては、これは合併協議会で確認をしていただきましたら、これを受けまして新町発足と同時に新町の町長職務執行者が小選挙区を定める条例、それからそれに基づく定数もそれぞれ小選挙区に必要ななる

うかと思えますけれども、その条例を専決処分で制定をすることになるかと思えます。法的な根拠は以上のとおりです。

山本会長 はい、以上概要の説明になったわけですが、これについてご質問があれば伺いたいと思います。

山崎委員 会長。

山本会長 はい、どうぞ。

山崎委員 この提案をされておりますことは、2月5日のこの席の協議会の場で、事務局の初提案があったわけですが、その中でそれぞれの委員の思い、考えを述べたわけですので、そこを判断をして事務局の方が今回修正提案を出されているわけですから、私はもう前回のいろいろな意見を述べられる中で、やはり小選挙区でやらなければならないというのであれば、その席で意見を述べていただきたかったと思いますので、私はこの提案をされておる内容で良いと思います。

それで議会の関係出ておりますけれども、やはりこの場合は合併協議会の委員という立場でございますので、やはり議員という立場と委員という立場のその襟を正していただいて、やはりその場で協議を願ってこの場で決定したことが、再度議会の場で協議をするという方向にしていきたいと思えます。以上です。

山本会長 今のちょっと最後の表現が。ここで決まったことを持ち帰って議会で再度決定するということは、ルール上これはありえん話ですので、ちょっと今の…。

坂本委員 山崎委員に反論するわけではございませんが、今ほど休憩中に見解を正してもらいたいということにしたわけですが、当然特例法で議員の任期の延長と議員の定数については、現議会の議員の同意が必要になります。今ほど事務局が説明されたように、選挙の方法です。小選挙区か大選挙区かということについては、議会の同意ではありません。したがって職務執行者が執行することですから、すなわち合併協議会で、ただそれを職務執行者が決定するのではなしに、事前に合併協議会で大選挙区で行うか小選挙区で行うかということを経済決定をしておいて、それを尊重せられて職務執行者が選挙の方法については執行されるということによろしいかなと思えます。だから今日の結果を持ってそれぞれの議会に、議論をする必要は全くありません。こうなりましたという報告でいいと私は思います。

したがって、広見の場合は1から4までこの原案すべてを全員同意すると

ということになっておるといこと、先ほど報告したとおりでございます。

山本会長

再度広見町の議会でのご検討の説明がございました。

この参考資料の2ページにこの選挙区に関する法律根拠が出ております第15条で、これからいきますと、市町村は特に必要があるときはその議会の議員の選挙について条例で選挙区を設けることができる。ということは例外でありますから、原則はやはり1自治体1選挙区というのが原則だというふうに私は認識しておりますが、条例事項でありますから先ほど言われましたように、新町スタート切った時点で議会を開いて条例を制定するのか、さもなくば職務執行者が専決処分で選挙区を設けるという条例を作るのか、それになってくると思うのですが、作らねば原則どおり1行政区1選挙区だと私は思っております。

ですから小選挙区を置くというときには条例で決めるということでありませう。それを採用しない場合は、おいておけばいいわけですから。別にどうしてもこの協議会で1選挙区にするという表現で確認をとらないといけない根拠は私はないと考えております。

でございますので、しかしまあそういういいながら重大な事項でございますから、任期なり、在任期間の延長なり、定数なりそしてそれに併せて、選挙区の問題も併せてここで確認を頂戴しようということになっておりまして、これでご承認いただければ、肅々とこれで行きますし、どうしても小選挙区という話になれば条例事項になってきますから、これは新町になってから職務執行者なり新町の町長ができてから、条例の制定ということになるかと思っております。

どうでしょう、日吉の場合は百十何年ぶりに新しい制度に変わっていきますので、いささか不安といえますかそういう思いも当然でございますので、以前から小選挙区、それから1選挙区という議論はありました。ありましたが、今日の状況でそれぞれ委員さんのお立場でご判断いただいて、原案でご確認いただければこれで新町に向けてスタートといえますか、体制をとらせていただくことにさせていただきますたいわけでありませう。

ほかの委員さん、そしたらこれは意見が分かれておりましたので、一応挙手を求めたいと思ひますが、3項選挙区については1選挙区で行うという原則論に賛成の方は挙手をお願いしたいと存じます。

(委員 挙手)

はい、ありがとうございます。大多数でございました。したがって第3項については、原案のとおり確認をされました。

次に第4項、新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模自治体の例をもとに調整するという表現でございます。当然のことかなと思ひますが、これについて特別なご意見ございませうか。

無いようでございますが、原案でご承認いただけませうか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、以上で協議第6号継続でございました、町村議会議員の任期及び定数の取扱いについては原案のとおり、1.2.3.4項目分かれておりますが、記載のとおり確認をされました。

それでは次に、同じく継続協議第23号でございますが、各種事務事業（管財業務）の取扱いについてを議案として、事務局の説明を求めたいと思います。

宮本班長 失礼します。会議資料の3ページをお開きください。協議第23号（継続協議）各種事務事業（管財業務）の取扱いについて。1 契約制度については、新町において規則、要綱等を制定する。2 各契約については、現行のまま新町に引き継ぎ随時調整するとしております。これにつきましては前回基本調整項目の1で、入札契約制度という表記をしておりましたが、一般的なことばとしては適切ではないのではないかという指摘もありまして、検討いたしました結果、入札については契約制度の中に含まれる行為でありまして、新町では契約の規則の中で定め、細部にわたっては規則に基づく要綱などで定めるため、今回は契約制度というふうな表現でまとめさせていただきました。

また2について、前回賃貸借契約についてはという表示をしておりましたが、町村が行っております契約につきましては、賃貸借契約だけではなくいろんな契約がございますため、各契約という表現に改め、合併時点で契約が継続しておりますものは、すべて新町に引き継ぎ随時調整するという表現とさせていただきます。

内容についてご説明申し上げます。参考資料の6ページをお開きください。その中の右側の具体的調整方針で、契約制度については、2町村で規則、要綱等に差があり、合併までに内容調整を行い、新町において新たに制定するとしております。その上に各契約についての記載をさせていただきました。現在2町村が締結している各契約については、現行のまま新町に引き継ぎ、その契約の更新時に新町での統一した制度に基づき契約を行うとしております。これは合併時点で継続している契約であり、今日現在であります契約でも合併までに終了するものはそこに含まない。また、工事契約などのように事業完了によって契約が終了し更新の伴わないものについては、新町に引き継ぐだけになります。以上のような調整にいたしたいと思います。以上でございます、よろしくご審議ください。

山本会長 はい、以上で説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。はいどうぞ、坂本さん。

- 坂本委員 原案に異議なし。
- 山本会長 異議なしの声をいただきました。ほかにございませんか。
無いようでございますが、原案のとおり確認と取扱いさせていただきますが
ご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 山本会長 はい、異議無いようでございますので、協議第23号は原案どおり確認さ
れました。
次に新規協議に入りますが、協議第49号各種事務事業（財政業務）の取
扱いについてを議題として、事務局の説明を求めたいと思います。
- 宮本班長 失礼します。会議資料の4ページをお開きください。協議第49号各種事
務事業（財政業務）の取扱いについて 財政業務については、新町において
安定した予算編成が行えるよう、財源の確保に努めるとともに、経常経費、
投資的経費のバランスのとれた財政運営を心がけ、地方分権の時代にも対応
できる健全な財政運営に努めるとしております。財政業務につきましては、
きほく合併協議会の基本調整方針と変更はありません。
内容についてご説明申し上げます。参考資料の7ページをお開きくださ
い。項目別調整方針に現在の両町村の特別会計の設置状況を記載してありま
す。特別会計につきましては、普通地方公共事業団体が特定の事業を行う場
合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と切り離
して経理する必要がある場合に条例で設置をいたします。両町村において現
在ある特別会計については、合併により統一できるものと、それぞれの経営
状況を把握するため独立した会計とする必要があるものがございます。
具体的調整方針としまして基本的に、新町においてそれぞれ一会計処理を
図るよう調整を進めるものとする。診療所特別会計、広見町の成川溪谷休養
センター特別会計、日吉村の夢産地特別会計及びふれあいの森特別会計につ
いては、各施設の経営状況を明確に把握するため、現行のまま新町に引き継
ぎ新町に移行後、随時調整を図るものとする。水道事業関係会計について
は、現行のまま新町に引き継ぐとしております。
その下に新町における特別会計設置案といたしまして、現在考えられます
15の会計を記載しておりますが、これについては必要に応じ変更する場
合がございます。以上でございます。よろしくご審議ください。
- 山本会長 以上で説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。
- 委員 異議なし。
- 山本会長 異議なしの声をいただきましたが、ございませんか、ほかに。無いようで

ございます。記載いたしておりますように、今後の新町に移りましてから、当然のことでございますが、経常経費、投資的経費のバランスに意を用いて財政の運用を図るということでございます、会計の想定されず一般会計ほか特別会計も列挙のとおりであります。それでは原案のとおり、協議第49号は確認されました。

続きまして、協議第50号 各種事務事業（総務人事業務）の取扱いについてを議題とし、事務局の説明を求めたいと思います。

宮本班長

失礼いたします。会議資料の5ページをお開きください。協議第50号 各種事務事業（総務人事業務）の取扱いについて 1 情報公開制度については、合併時に統一する。2 地縁団体については、広見町の例により新たに制度を定める。3 嘱託職員、臨時職員、パート職員については、各部署、施設等の組織編成に併せて調整する。4 その他の総務、人事にかかる業務については、合併時に統一するとしております。これについてもきまろく合併協議会からの変更はございません。

内容についてご説明申し上げます。参考資料の8ページをお開きください。まず、情報公開制度であります、2町村の制度に大きな相違がないため、合併時に統一するとしております。次に地縁団体であります、これについては、区とか組とかの団体で不動産などの財産を持ちたい場合に町村長に申請をして認可されればその財産の保有ができるというような制度でありまして、現在広見町で19の団体が認可され、登録されております。日吉村にはこの制度が現在ございません。これにつきましては具体的調整方針としまして、現行のまま新町に引き継ぎ、条例については広見町の例により策定するとしております。

次に、嘱託職員、臨時職員等ですが、15年4月1日現在で広見町が110人日吉村が34人で合計の144人の嘱託及び臨時職員がおります。これにつきましては、現在調整を続けており今後提案することとなります、新町での組織機構と併せて、必要人数の調整を行うこととなりますが、合併により現在の町村は消滅することから、新たな町において必要最小限の嘱託及び臨時職員等の雇用を行うこととなります。具体的調整方針としまして、嘱託職員、臨時職員、パート職員については、各部署、施設等の組織編成に併せて調整するとしております。以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長

以上で説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。

委員

異議なし。

山本会長

異議なしの声が多数出ました。ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、異議なしと認めまして協議第50号は原案のとおり確認されました。

続いて協議第51号各種事務事業（防災交通業務）の取扱いについてを議案とし、事務局の説明を求めたいと思います。

宮本班長 失礼します。会議資料の6ページでございます。協議第51号各種事務事業（防災交通業務）の取扱いについて、1 消防施設の整備については、広見町の例により、新町移行後、事業内容、補助率などの調整を図る。2 防災行政無線については、新町に移行後もしばらくの間は現行機器を使用し、耐用年数等を考慮しながら調整を図る。3 防犯灯設置については、広見町の例により設置し、維持管理については地元負担とする。4 地域防災計画については、新町移行後新たに策定する。5 交通安全指導員については、新町に移行後、速やかに調整する。6 交通安全施設については、広見町の例による。これにつきましては、基本調整方針に変更はございませんが、項目別調整方針について一部調整を行っております。

内容についてご説明いたします。参考資料の9ページをお開きください。まず、消防施設整備事業補助について、町村単独事業の状況を記載しております。国、県の補助事業で行います地域環境整備事業による消防施設等整備事業については、両町村とも同じ状況ですが広見町につきましては町単独事業として、消防施設整備事業補助の要綱が整備されておりまして、事業内容により補助率が規定されております。日吉村につきましては、規定がなく現在村の負担で行っております。

具体的調整方針としまして 町村単独の消防施設整備について、広見町は地元が事業主体となり、町が補助金の支出を行っているが、日吉村は全額村の負担となっている。新町移行後は、一体性の確保から、広見町の例に倣い、事業内容、補助率等の調整を行い、新たな制度を策定するとしております。

次に防災行政無線についてですが、現在両町村のシステムの統一が合併時点でできないため、今回は合併後の庁舎建設に併せて一元的な放送システムとして統一を図ることとしておりましたが、その後四国総合通信局からの指導もありまして、またシステムの統合を国の補助事業で行う場合、電波法の改正時期、補助事業の採択時期と、それと庁舎建設時期のずれの可能性もございますので、今回具体的調整方針としまして、防災行政無線については、1自治体1許可の原則があり、合併後は速やかに統一する必要があるが、統一には多大な費用が必要となることから、四国総合通信局と統合までの計画協議を行い、それぞれの施設の状況も考慮し、新システム移行までの間は、現在の施設を有効利用するとしております。

1枚めくっていただきまして、防犯灯についてですが町村単独の防犯灯設

置助成について、両町村の状況を記載しております。広見町につきましては、1基当たりの限定の助成を行っておりますが、日吉村では全額村負担となっております。維持管理については、設置場所及び設置条件によりさまざまとなっております。具体的調整方針としまして、防犯灯については、今後も地域防犯の点からも施設の増加が見込まれるが、維持管理にかかる費用が財政面に大きく影響しているため、新町移行後は、広見町の例により助成を行い、地元が維持管理を行う方向で調整するとしております。

次に、地域防災計画ですが、現在両町村共作成されておりますが、国、県を始め防災関係者から近い将来南海地震の発生が取り沙汰されておりました。また、新町での全体的な防災計画も必要となるため具体的調整方針としまして、2町村とも地域防災計画は策定されているが、新町移行後、全町を対象に見直しを行い、新たに策定するとしております。

次に、交通安全指導員ですが、現在両町村で17名の指導員を委嘱しております。交通安全指導員は、交通安全指導を行い、交通秩序の保持及び交通事故防止のため今後も活動をお願いしたいと思います。具体的調整方針としまして、新町移行後速やかに調整するとしております。

次に交通安全施設ですが、両町村ともカーブミラーの設置及び防護柵、ガードレール等についての設置を行っております。事業内容は同じですがカーブミラーについては、広見町は町が原材料を支給して交通安全協会や公民館などが設置を行っております。日吉村では、交通安全協会日吉支部の予算の中で設置を行っております。合併後は原材料の有効活用や計画的な整備のため、交通安全協会及び地域からの申請により、原材料を支給したいと考えております。つまり、具体的調整方針としまして、広見町の例によるとしております。以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長 以上で説明が終わりました。ご質疑ご質問を受けたいと思います。
入田委員。

入田委員 1項目目についてなんですが、広見町は地元が事業主体と記載されているのですが、地元というのはどういう単位なんですか。

山本会長 事務局お願いします。

宮本班長 小さな自治単位ということになりまして、区、組、広見で部落、いろいろその地域の中で要望がある場合というふうなことで考えていただきたらと思います。

山本会長 入田委員よろしいですか。

入田委員 はい。

山本会長 ほかにございませんか。無いようでございます。協議第51号につきましても原案のとおり確認と決定させていただきました。
それではここで10分程度休憩を取らせていただきます。再開を3時10分にさせていただきます。

(休憩)

山本会長 再開します。
それでは続いて協議をお願いしたいと思います。
協議第52号各種事務事業(出納業務)の取扱いについてを議題とし、事務局から説明を求めたいと思います。

宮本班長 会議資料の7ページをお開きください。協議第52号各種事務事業(出納業務)の取扱いについて、1 指定金融機関は、えひめ南農業協同組合とする。2 指定代理金融機関は、現行のまま新町に引き継ぐ。3 現在指定されている郵便局については、収納代理金融機関として新町に引き継ぐ。4 その他の出納業務については、原則として現行どおりとし、随時調整を図るものとするとしております。内容についてご説明申し上げます。参考資料11ページをお開きください。出納業務につきましては、新町におけるすべての業務の予算に基づいた歳入歳出に係る業務ですので、現在の両町村の事務と何ら変わりはありません。また、金融機関の指定状況についても同じであります。基本調整方針と同じになりますが、具体的調整方針としまして、指定金融機関は、えひめ南農業協同組合とする。指定代理金融機関は、現行のまま新町に引き継ぐ。現在指定されている郵便局については、収納代理金融機関として新町に引き継ぐとしております。以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長 以上で説明が終わりました。これからご質疑ご質問を受けたいと思います。

委員 異議なし。

山本会長 はい、異議なしの声が多数でございます。それでは協議第52号につきましては原案のとおり確認と決定させていただきました。
続いて協議第53号各種事務事業(地籍調査業務)の取扱いについてを議案とし、事務局の説明を求めたいと思います。

宮本班長 会議資料の8ページをお開きください。協議第53号各種事務事業(地籍

調査業務)の取扱いについて、地籍調査業務については、現行のまま新町に移行し、新町において統合を行うとしております。内容についてご説明申し上げます。参考資料12ページをお開きください。

項目別調整方針に両町村の地籍調査の現状を記載しております。地籍調査につきましては、既に完了しておりますして現在その成果を数値情報としてコンピュータ管理をしておりますが、この情報は今後道路計画、農業関係の計画、森林計画など土地行政について大変重要な位置づけになるかと考えております。

具体的調整方針としまして、地籍調査業務については国土調査法により町村内の地籍の調査を行い、土地行政の基盤として利用しており、現在、地図の数値情報化によるコンピューター管理を行っている。2町村の数値データについては、現行のまま新町に引き継ぎ、新町移行後、統合を行う、としております。以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長 以上で説明が終わりました。ご意見ご質疑を受けたいと思います。

委員 異議なし。

山本会長 はい、異議なしの声が多数あがっておりますが、協議第53号につきましても原案のとおり確認とさせていただきます。ありがとうございました。

続いて協議第54号各種事務事業(農政業務)の取扱いについてを議題として事務局の説明を求めたいと思います。

宮本班長 会議資料の9ページをお目通しください。協議第54号各種事務事業(農政業務)の取扱いについて。

1 農業振興地域整備計画については、新町において新たに策定する。2 生産調整事業については、制度により新町において調整を行う。3 特産品開発については、現在の特産品を引き継ぐとともに、新町において統一した特産品の開発を行う。4 青空市、物産販売所については、現行のまま新町に引き継ぎ、随時調整を行う。5 肉用牛導入事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。6 各種事業補助については、新町移行後一体性の確保を確立するため、各事業補助内容を精査し、新町において統一をする。7 中山間直接支払事業については、5年間の時限的的事业であるが、日吉村の単独補助金は補助金の公平性の原則から、17年度分は廃止するとしております。これにつきましては、5項目及び7項目について変更を行っております。内容についてご説明申し上げます。参考資料の13ページをお開きください。

まず、農業振興地域整備計画ですが、これについては両町村とも作成されておりますが、合併後は新町としての農業振興地域整備計画の策定が必要であり、具体的調整方針としまして農業振興地域整備計画は、農地の計画的利

用及び特産品開発等の基本となる計画であり、新町移行後、新たに策定を行う、としております。

次に生産調整事業ですがこれは農家にとっては大変大きな問題であります。日本人の主食であります米について生産の安定化を目指す事業であります。米の輸入自由化措置等によりまして、国の保護政策の事業内容、事業名については逐次変更が行われており、現況の欄には平成14年度の状況を記載しております。またこの事業は、転作などによる特産品作物の生産の足がかりともなっております。具体的調整方針としまして、生産調整事業については、新町移行後も割り当て面積を達成できるよう、事業推進を行う。国、県の補助事業については、事業内容を十分に把握し、事業を推進する。

単独事業については、合併までに検討を行い、新町において調整する、としております。

次に特産品についてですが、両町村ではそれぞれ生産農家、地元企業の努力によりまして、特産品がありますが共通の特産品としては現在ありません。具体的調整方針としまして、現在の特産品の振興を図るとともに、新町に移行後、統一した特産品の開発を行う、としております。

1枚開いていただきまして14ページ、ここに青空市・物産販売所について記載しております。両町村にはそれぞれ青空市・物産販売所がありまして設置施設の運営には差がありますが、それぞれの出店者の状況としましては青空市・物産販売所の会員となり、会費手数料等によって運営がなされております。具体的調整方針としまして、各施設に出展販売している会員の会費及び販売手数料によって運営されており、合併による急激な変化は好ましくなく、新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する、としております。

次に肉用牛導入事業ですが、広見町には制度がなく日吉村に基金制度があります。しかし肉用牛の需要の低迷や高齢者の導入意欲の低迷から、きほく合併協議会では廃止の方向で検討してはりましたが、日吉村で基金廃止に向けた関係機関との協議を行いました中で、現状で和牛の導入貸付があること、また補助事業により設置した基金であるため、県の担当部局からも廃止しないようにという指導もありまして、二つありました基金のうち実質貸付けのある、特別導入事業に係る基金について残すこととなりました。具体的調整方針としまして、肉用牛導入事業については、現行のまま新町に引き継ぐ、としております。これにつきましては、新町に引き継いだ後に貸付けの状況や、基金の運用状況に併せて随時また調整を行ってまいります。

次に各種事業補助ですが、両町村では国、県の制度を利用するとともに単独の事業も併せて、各種の農業施策に関する補助事業を行っておりますが、それぞれの内容に差がございます。具体的調整方針としまして、現在2町村において、様々な補助制度を策定し、基幹産業である農林業の振興を図っているが、新町としての一体性を確立するため、それぞれの制度を十分検討し統一を図ることとする。なお、現在定められている補助制度については、基

本的に平成16年度間は、なお従前の例によるものとし、平成17年度から新たに定めることとする、としております。

次に中山間直接支払事業ですが、2町村の詳細については次のページに載せております。事業につきましては平成12年度から5年間の時限的な国庫補助事業で行われており、広見町と日吉村では開始年度に1年の差があります。また、日吉村には単独事業がありまして、広見町の国庫補助事業の年度と同じになっていますが、広見町には単独事業はありません。具体的調整方針としましては、中山間地域直接支払事業は、5年間の時限的事业で行われているが、日吉村で行われている単独補助金については、補助金の公平性を保つため、平成17年度分は廃止する、としております。この点が変わっております。以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長 説明が終わりました。ご質疑ご意見を受けたいと思います。

委員 異議なし。

山本会長 異議なしの声をいただきました。ほかにございませんか。無いようでございますが、この件につきましても協議第54号各種事務事業（農政業務）の取扱いについて、原案どおり確認としてよろしゅうございますか。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、ありがとうございます。それでは協議第54号は原案どおり確認されました。

続いて協議第55号各種事務事業（用地業務）の取扱いについてを議題として、事務局の説明を求めたいと思います。

宮本班長 失礼します。会議資料の10ページをお開きください。協議第55号各種事務事業（用地業務）の取扱いについて。道路及び公共用地の取得については、新町に移行後、速やかに調整する。これについては前回のきほく合併協議会と内容的に変更はありません。内容についてご説明申し上げます。参考資料の16ページをお開きください。道路及び公共用地の取得方法に関しましては、両町村とも同じであります。買収単価の決定、物件補償の調査などに差があります。具体的調整方針としまして、用地取得方法について差異はないが、物件補償の調査方法及び買収単価について差があるため、合併までに調整を行い、新町において新たに基準を設ける、としております。以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長 説明が終わりました。ご意見ご質疑を受けたいと思います。

委員 異議なし。

山本会長 異議なしの声をいただきました。ほかにございませんか。ご異議無いよう
でございますが、協議第55号につきましても原案どおり確認と決定させて
いただきます。

続いて協議第56号各種事務事業（人権業務）の取扱いについてを議題と
して、事務局の説明を求めます。

宮本班長 失礼します。会議資料の11ページになりますが、協議第56号各種事務
事業（人権業務）の取扱いについて。1 人権対策事業に関しては、人権教
育及び人権啓発に関する法律に則って、人権教育業務と連携をとり、人権尊
重思想の普及高揚を図ることを目的とする研修、情報提供、広報活動等の啓
発事業について、全町的に推進する。2 人権条例については、人権教育及
び人権啓発に関する法律に則って、新町において新たに制定する。3 貸付
事業は、償還に関する業務について、現行のまま新町に引き継ぐ、としてお
ります。これにつきましては、きほく合併協議会では審議会及び隣保館につ
いても調整方針を示しておりましたが、対象がなくなりましたので削除をし
ております。

内容についてご説明申し上げます。参考資料の17ページをお開きくださ
い。まず、人権対策についてですが、具体的調整方針としまして、新町での
人権対策業務としては、人権教育及び人権啓発に関する法律に則って、人権
教育業務と連携をとり、国が定めた「人権教育・啓発に関する基本計画」に
基づき、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とする研修、情報提供、
広報活動等の啓発事業について、全町的に推進する、こととしております。
これは人権対策業務について特定の行政窓口だけで取組むのではなく、それ
ぞれの業務において世代間、男女また身体的な問題や人種などその他あらゆる
人権問題に配慮した行政運営を行い、新しい町に住む住民一人ひとりにはも
とより、人の基本的権利を尊重することの重要性をより正しく認識して、こ
れを前提として、他人の権利にも十分配慮した行動がとれるよう、日常生活
の中でその態度面行動面において確実に根付くよう、全町的な啓発活動を行
っていかうとするものです。

次に人権条例ですが、日吉村では制定されていますが、広見町にはありま
せん。21世紀は人権の世紀というふうにいわれておりますように、これか
らの行政で人権は切り離すことのできない大切な課題であろうと思います。
新町においては前に述べました人権対策の考え方を基に、すべての住民が心
豊かに暮らせるよう、法の趣旨に則り人権条例を整備することといたしま
す。具体的調整方針としまして、人権条例については、2町村で制定につ
いて差があり、新町移行後、人権教育及び人権啓発に関する法律に則って、新
たに人権条例を制定する、としております。

次に貸付事業ですが、過去に行っておりました住宅新築資金貸付事業につ

いて現在貸し付けは行われていませんが、貸付に係る償還期間は現在も継続しておりますので、具体的調整方針としまして、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が廃止されたことから、住宅新築資金等貸付条例は廃止されているが、償還に関する業務については現在も行われており、現行のまま新町に引き継ぐ、としております。

人権業務については以上でございます。よろしくご審議ください。

山本会長 説明が終わりました。ご意見ご質疑を受けたいと思います。

委員 異議なし。

山本会長 異議なしの声をいただきましたが、格別ございませんね。はい、それでは本案につきましても原案どおり確認と決定させていただきます。ありがとうございました。

以上で協議事項終わりますが、その他について2件ございます。1件は前回の協議会の席上でもお話申し上げておりました、広見町・日吉村に係る電算業務の内容についてご説明申し上げたいというふうに申し上げておりましたので、今日事務局の方から資料に基づいてご説明申し上げます。更にもう1件は次回の開催日程の調整についてをご相談申し上げたいと思います。それでは最初に、広見町・日吉村電算業務統合状況について家森次長の方から説明をお願いしたいと思います。

家森次長 失礼します。それではお手元に配布しております広見町・日吉村の電算業務統合状況についての資料に沿って説明をさせていただきます。ただいまから、広見町・日吉村の電算業務統合状況について説明させていただきますが、広見町・日吉村の状況について説明する前に国、県のIT化の状況について若干ふれさせていただきます。

まず、資料の1ページをお開きください。皆様方におかれましては、既に各種報道、広報などご存知のこととは思いますが、1ページ上段の図にもありますとおり2001年1月、平成13年1月のいわゆる「IT基本法」成立以降、国においては各種IT化計画の策定そしてその具現化を次々と実施してきております。最近の例としては所得税の確定申告をホームページで作成することができるなどがあります。

また、県においても、2ページ以降に抜粋を載せておりますが、平成15年3月25日に「第二次 愛媛県 高度情報化計画」を策定し、「申請書等電子配布サービス」など高度情報化に向けた取り組みを順次実施しております。また、この4月からこれについては新聞等で報道されたように実施が始まっております。

このような国・県の高度情報化の流れの中で留意いただきたいのは、国は2005年度、平成17年度に電子政府を実現予定であること。資料1ペー

ジ下段の図、国の示す「電子自治体の構築に向けたスケジュール」及び飛びますが3ページの「第二次 愛媛県 高度情報化計画」の中の「市町村の役割」にもありますとおり各地方自治体は、これに併せた電子自治体の構築をそれぞれ検討していかなければならない状況となっております。

このような状況から、平成17年1月1日に新町が発足したときの電算業務は単に広見町・日吉村の電算業務の統合だけでなく、高度情報化・電子自治体に対応出来るものでなくてはならない。と考えられます。

前段が少し長くなりましたが、資料の5ページをお開きください。

(1)に電算の統合・導入費用の主なものを掲載しております。表中、一般財源は、広見町及び日吉村、両町村の必要な一般財源の合計額を、その他財源には、国の補助金、地方債、松野町からの負担金の合計額を記載しております。

電算の統合導入に必要な費用は、全体で4億6,835万円あまりで、平成15年度から21年度までに両町村で必要な一般財源は2億8,433万円あまりの予定となっております。それぞれの事業の主な概要を説明いたします。

まず、「地域イントラネット基盤整備事業及び情報通信システム 整備促進事業」についてですが、これは、両事業とも国の補助事業で、地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、インターネットの技術で築く高速の地域公共ネットワークの整備のための事業であります。当事業におきましては、資料5ページの下段の図にもありますように現在の広見町第2庁舎の一部を電算センターとし、松野町も含め、学校・公民館・診療所など28箇所を光ファイバーで接続いたしました。

資料の6ページをお開きください。この接続及び機器などの設置によりこの28箇所の接続箇所においては、議会の開催状況が中継されると共に各家庭の接続環境により差は出ますが、ホームページによる状況確認が可能となっております。

また、各接続箇所間においては、災害発生時などにおけるリアルタイムでの情報交換も可能となっております。なお、小中学校においては、県の「愛媛スクールネット」いわゆる「E Snet」と接続し、児童生徒にとって有害なインターネット情報を除去した利用環境を各学校に提供しております。

これらの施設・システムについては、合併後は、現在 協議 検討がなされている新町組織機構の担当部署において。合併までの間は広見町 総務課において主に管理・運用されています。

資料の7ページをお開きください。ここに今ほど説明いたしました接続箇所及びそれぞれの箇所において利用できるサービスの一覧を掲載しております。後でそれぞれご覧いただければと思います。

資料の8ページをお開きください。ここに基幹業務、新町における主な業務のうち、電算化の統合・導入予定のシステム名を列挙しております。全部

で43業務を予定しており、これらについては、電算分科会を中心に各関係分科会において合併時までにはそのほとんどが稼働出来るように検討・準備中であります。

以上、広見町・日吉村の電算業務統合状況について概略を説明させていただきましたが、時間の関係もあり、かなり省略したものもあります。これらについて更に細かい内容は後日それぞれお問い合わせいただければ、可能な限り説明申し上げます。

以上をもちまして、広見町・日吉村の電算業務統合状況についての報告とさせていただきます。

山本会長 はい、ありがとうございました。以上で説明が終わりましたが、ここでご質問があれば受けたいと思います。

特に私などはこのIT関係は全く駄目です。質問をどこをして良いのやら分からないような状況でございますが、どうでしょう皆さん方、お暇はございますまいけど、時間を割いていただいてご自宅でお目通しいただいて、その中でご疑念等が生まれれば、電話をいれていただくなりしてですね、どう言いますかお勉強いただければありがたいと思うのでありますが、今日のところは説明を受けたということで置かせていただきたいと思います。いかがでしょう。

全委員 異議なし。

山本会長 はい、ありがとうございます。それでは家森次長ご苦勞でしたが、後日電話等がありましたら、懇切に解説をお願いします。

それでは第2の次回の日程調整をさせていただきますと思います。

松本班長 第5回の合併協議会は5月6日木曜日午後2時から、広見町民会館3階大会議室で行いますので、日程調整方よろしくをお願いします。

山本会長 それでは第5回の協議会につきましては、資料の12ページでございますように、5月6日木曜日午後2時から広見町民会館3階大会議室で行いますので、よろしく日程調整の方をお願いします。

それでは予定いたしました案件はすべて終了したわけですが、ここで松浦副会長が閉会のごあいさつ申し上げます。

松浦副会長 それでは失礼をいたします。大変長時間にわたりまして、慎重に協議いただきました。総ての議案、原案のとおり確認をいただきました。誠にありがとうございます。特に継続協議になっておりました部分につきましても、十分議論を尽くしていただきまして確認ができたこと大変うれしく思っております。今後合併を進めるうえで、まだまだ皆さん方の深いご理解とご協力を

いただかなくては、難しい部分も起きてくるというふうなことも心配もいたしておりますけれども、今まで同様に前向きに積極的にご議論いただいて、いい方向を導き出しながら、予定の来年の1月1日に合併がうまくできますように、ご協力をお願いをいたしまして閉会のあいさつとさせていただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました、ありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

広見町・日吉村合併協議会会長

会 議 録 署 名 人

会 議 録 署 名 人